

京都大学自己評価書【改訂版】について

わが国の大学は、学校教育法第109条第2項により、7年以内に1回、認証評価機関が実施する評価の受審が義務付けられています。本学においても、平成25年度に大学評価・学位授与機構(以下、機構という。)が実施する大学機関別認証評価を受審しました。

その評価の結果、「京都大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める大学評価基準を満たしている。」旨の報告書及び認定書を頂きました。

しかし、その報告書の中で本学の自己評価書において、「根拠資料のほとんどが別添資料とされ、自己評価書本文中に記載されておらず、大学の教育研究活動の状況を社会に判りやすく示すものとしては適切とは言い難い。」旨の指摘を受けました。

本学は機構からの指摘を真摯に受け止め、本学の教育活動の状況について社会により分かりやすくお示すために、「京都大学自己評価書【改訂版】」として、評価書の改訂版を作成いたしました。この改訂版の作成につきましては、特に機構から再提出等を求められたものではありませんが、本学の教育・研究・業務運営等の質の向上を図るため、自己評価書の作成について指摘を受けた点について適切な改善を行った結果として作成したものです。

なお、改訂版を作成するにあたり、当時の基準日(平成25年5月1日)において、出版物の印刷やホームページの更新等が間に合わなかった根拠資料については、基準日のものに更新しました。

本学は、これからも自己点検・評価等を実施し、その結果を公表することで、本学の教育研究活動等の状況を社会に判りやすく示せるよう、大学としての使命を果たしていきます。

平成26年3月

京 都 大 学